

暮らしのお知らせ

お知らせ

6月1日は 人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された6月1日に定めた「人権擁護委員の日」を中心に皆さんとともに、一層の人権尊重意識の啓発に努めることを申し合わせ、全国一斉特設人権心配ごと相談を実施します。

特設人権心配ごと相談所 を開設します

■日 時
6月1日(月)
午前10時～午後3時

■場 所
総合福祉センター
「ハピネス」

人権問題、家庭問題、
「いじめ」問題、ハラス

メント、近隣関係のいざこざ等の身近な問題など、お気軽にご相談ください。相談料は無料で、秘密は堅く守られます。

町長から推薦を受け、法務大臣から委嘱された人権擁護委員は次の皆さんです。

○品地 和彦

☎ 4・2111

○松野尾 道雄

☎ 4・4312

○石谷 恵美

☎ 4・2875

人権擁護委員は自宅での相談にも応じられます。難しい手続きはありません。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係
☎ 4・2511 内線726

名寄人権擁護委員協議会 (旭川地方法務局名寄支 局内)

☎ 01654・2・2349



お知らせ

生活・仕事相談会を開催
します

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。【要事前予約】

■開催日時

5月12日(火)
6月9日(火)
①午前10時～午前10時50分
②午前11時～午前11時50分
の2回

■開催場所

総合福祉センター
「ハピネス」

■申込期限

開催日前日の午後3時まで
に電話、FAX、メールで予約してください。

■相談料

無料

■申込先・実施主体

自立相談支援事業所「か
みかわ生活あんしんセン
ター」

〒078・8231

旭川市豊岡1条2丁目

1・16

☎ 0166・38・8800

FAX 0166・33・0021

メール

anshin@kamikawa19.hokk

aido.jp

■その他

相談開始時間確認等の
ため、センターにより電話
連絡することがあります。

お知らせ

改正労働安全衛生法が施
行されます

本年4月1日から改正労働安全衛生法が施行され、①注文者に対して個人事業者等の保護、②事業者に対して高年齢者の労働災害防止の取組が義務付けられます。

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省
北海道労働局
労働基準監督署(支署)

